

身体的拘束の最小化に向けた取組方針のお知らせ

当院では、患者様の尊厳を保持し、質の高い療養環境を確保するため、病院全体で身体的拘束の最小化に取り組んでおります。

1. 身体的拘束に対する基本方針

当院では、患者様または他の患者様の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束を行いません。

万が一、身体的拘束を行う場合でも、その態様、時間、患者様の心身の状況および緊急やむを得ない理由を詳細に記録し、早期解除に努めます。

2. 身体的拘束最小化に向けた具体的な取組

- ◆ 専門チームの設置: 専任の医師や看護師等からなる「身体的拘束最小化チーム」を設置し、各病棟を定期的に巡回して、解除や代替策の導入を検討しています。
- ◆ 組織的な検討体制: 3か月に1回以上、身体的拘束最小化のための委員会を開催し、実施状況の把握と改善策の検討を行っています。
- ◆ 職員研修の実施: 全職員を対象に、身体的拘束の代替手段や患者様の尊厳保持に関する研修を年2回以上実施しています。
- ◆ 環境整備と用具の導入: 低床ベッド、見守りセンサー、ティルト・リクライニング車椅子などの機器を積極的に導入し、拘束に頼らないケアを推進しています。

3. 身体的拘束の実施状況（直近の実績）

当院ではS3病棟（地域包括ケア病棟入院料Ⅰ）で「身体的拘束最小化推進体制加算」の施設基準届出を行っております。

当院における身体的拘束の実施割合の推移は以下の通りです。（直近3か月平均）

病棟	入院料	身体的拘束率 (平均)
S 2	一般病棟入院基本料	0.82%
S 3	地域包括ケア病棟入院料	2.68%
N 3	回復期リハビリテーション病棟入院料	4.89%
合計		2.63%